

平成 19 年 6 月 20 日
情報通信審議会 情報通信技術分科会
航空無線通信委員会

航空監視システム及び航空無線電話システム等の高度化に係る
無線設備の技術的条件についての関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「航空無線通信の技術的諸問題」のうち「航空監視システムの高度化に係る無線設備の技術的条件」及び「航空無線電話システム等の高度化に係る無線設備の技術的条件」についての検討を行うため、平成 19 年 4 月 26 日から審議を開始し、「航空監視システムの高度化に係る無線設備の技術的条件」のうち「ADS-B (Automatic Dependent Surveillance-Broadcast : 放送型自動位置情報伝送・監視)の技術的条件」については平成 19 年 9 月頃を目途に先行して答申の取りまとめを行う予定です。

については、平成 19 年 7 月 18 日（水）に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会航空無線通信委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

記

1 意見陳述を行える関係者

「航空監視システムの高度化に係る無線設備の技術的条件」に関し学識経験を有する者（国籍を問わない。）

2 意見陳述の方法

意見陳述は、平成 19 年 7 月 18 日（水）開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会航空無線通信委員会において日本語で行うこととします。

3 意見陳述のために必要な手続

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名（法人又は団体（以下「法人等」という。）の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。）、職業（法人等の場合は記載を要しない。）及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又はE-mailにより平成 19 年 7 月 11 日（水）18 時（必着）までに下記 4 の提出先に

提出してください。審議時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。
なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 衛星移動通信課

担当：梶原課長補佐、馬場航空係長

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話 (03)-5253-5902

FAX (03)-5253-5903 (電話連絡後、送付願います。)

E-mail aeronautical.radio_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、「_atmark_」を@に直して入力して下さい。)

【関係報道資料】

「航空監視システム及び航空無線電話システム等の高度化に係る無線設備の技術的条件」の審議開始 (平成19年4月26日発表)

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070426_4.html)